

オーストラリアNSW州の障害者福祉の動向 —ダイレクト・ペイメント制度化に向けて—

木口 恵美子

現在オーストラリアで行われている、障害者制度改革に関して、連邦政府による障害者保険計画と、NSW州の障害者施策の方向性と具体的な制度実施体制についての検討を行った結果、得られた知見は次の4点である。1、障害者保険計画法は、国連の障害者の権利条約を遵守している。2、個別化された予算とパーソンセンタードアプローチの仕組みが組み込まれている。3、NSW州独自の取り組みが、連邦政府をリードしている。4、制度の創設や実施にあたって、多様な文化的、言語的背景を持つ人々への配慮がなされている。

keywords: 障害者、意思決定支援、パーソンセンタードアプローチ、ダイレクト・ペイメント、オーストラリア

目次

はじめに

- 1 オーストラリアの障害者福祉
 - (1) 障害者福祉施策の沿革
 - (2) 障害者福祉の体系と障害者サービス
 - 2 オーストラリアの全国障害保険計画
(National Disability Insurance Scheme)
 - (1) 目的と原則
 - (2) 対象と実施
 - (3) 制度の内容
 - 3 ニューサウスウェールズ州における
障害者制度改革の枠組み
 - (1) 共に強く (Stronger Together :
A new direction for disability
services 2006-2016)
 - (2) 共に強く 2 (Stronger Together 2)
 - (3) パーソンセンタードアプローチ
 - 4 リビングライフマイウエイ消費者開
発基金
 - (1) 決定支援
 - (2) 予算と支援の調整
 - (3) 現在の取り組み
- まとめ

はじめに

現在日本の障害者制度は、過渡期にあると言える。2013年の6月の国会では、障害者に関する6つの法律が整備されるなど、2007年に成立した国連の障害者の権利条約批准に向けた法制度の整備

が進められる一方で、障害者自立支援法違憲訴訟合意文書に基づき、障害当事者が話し合いを重ねて作られた、新しい障害者のための法律の骨格提言をほとんど取り入れていない、障害者総合支援法が施行されるなど、障害当事者の意見が反映されない施策が展開されているという問題も抱えている。

障害者の権利条約の批准に向けた大枠の法制度の整備と同時に、障害を持つ人の生活を密接に関わる、身近で具体的な制度や社会サービスの充実も同時に考えていく必要があると考える。そのため、早い段階で国連の障害者の権利条約に批准し、現在、新たな障害者制度改革に取り組んでいる、オーストラリアから学ぶことは多いと思われる。

障害当事者が求め続ける、障害者の自己決定や自立を支える法制度と実践のあり方を探ることを目的とし、その準備作業として本稿では、オーストラリアで取り組みの始まった、パーソンセンタードアプローチと、ダイレクト・ペイメントについて、検討を行うこととする。

本稿では、まずオーストラリアの障害者福祉施策を知るために、その沿革やサービス体系を概観する。次に、現在連邦政府で取り組み始めている、全国障害保険計画について、法律をもとにその目的や原則を確認し、その内容や実施体制の検

討を行う。その後、連邦政府の取り組みを牽引しつつ、制度実施を始めるニューサウスウェールズ州における、障害者サービス改革の取り組みを検討し、その改革の核心に、決定支援とダイレクト・ペイメントがあることを確認する。そして最後に、これらのことから得られた知見を述べることにする。

1 オーストラリアの障害者福祉

(1) 障害者福祉施策の沿革

日本におけるオーストラリアの障害者福祉の研究は、スウェーデンや英国の研究に比べるとまだ多くは無いと言えるが、先行研究をもとに、オーストラリアの障害者福祉の沿革について確認しておきたい。

1901年に、それまで植民地であった6州が、オーストラリア連邦政府として統合され、近代国家として成立した。その後、第一次世界大戦での負傷者等退役軍人のための、復員者援助委員会が1919年に設立され、第二次世界大戦を経てリハビリテーションの理念や方法が、浸透した。障害者施設に関しては、それまで非営利で運営されていた施設に対する財政援助の必要性から、1963年に障害者施設助成法が成立し、1967年には保護雇用法に改訂され、施設ケアの基礎がつけられた。

その後、国際的にノーマライゼーションの理念が浸透し、国連・知的障害者の権利宣言や、障害者の権利宣言の署名国となり、1974年に障害者福祉法が制定され、障害者福祉の方向性は、年金や手当の給付にとどまらず、社会参加や福祉サービスの提供の重視へと転換し、一般雇用や統合教育などがすすめられた。1983年には、障害者福祉法の見直しが始まり、障害者、家族、サービス提供者らの審議が、「新方向 (New Directions)」という名で報告され、1986年に障害者サービス法が制定された。この法律は、施設から地域への移行の促進や、サービスの選択の幅を広げること等が示された。

また、1985年には州と連邦政府の共同出資で在宅・地域ケア事業 (HACC) が創設され、虚弱高齢者と障害を持つ人に対して、ホームヘルプ、訪問看護、宅配給食、レスパイトサービスなどの

在宅サービスの提供を行うこととなった。HACCによって、在宅・地域サービス内容の改善やサービスの調整などが改善されたという、プラスの評価がされる一方で、比較的短期間の利用となる高齢者と、長期間の利用となる若年障害者では予算が異なり、別立てで予算を設ける必要があるなど、資金配分をめぐる課題もあった。

1991年には、障害者年金の受給者の労働市場への効果的統合を目的とする、障害者改革パッケージが導入されるとともに、連邦・州政府障害者協定に署名がなされた。これは、連邦政府と州政府の責任の所在の合理化を目的としており、雇用サービスは連邦政府に責任があり、居住や生活支援サービスは州政府に責任があることを合意したものである。

1992年には障害者差別禁止法が、1994年には連邦政府障害者戦略がそれぞれ成立し、障害を持つ人に対する差別の根絶や社会参加の機会を得るためのバリアを取り除くことを目指したⁱⁱ。その後の2008年7月には障害者権利条約を批准している。

(2) 障害者福祉の体系と障害者サービス

障害を持つ人へのサービスは、大きく①障害者所得援助、②障害者支援サービス、③関連一般サービスの3類型に区分できる。①は連邦政府が所管し、②と③については連邦政府、州および準州政府、地方行政、民間団体がそれぞれ役割を分担している。

オーストラリアで2011年から12年にかけて、障害者支援サービスを利用している人は、国内に317,616人と推計されており、増加傾向にある。表1は、障害者サービスの内訳と利用者数の推移を表している。

居住サービスは、宿泊設備を提供するサービスや、そこに住み続けるための支援で、グループホーム、入所施設、付添ケア、訪問サービスなどである。地域生活支援には、早期療育、レクリエーション、休日活動、リハビリ、ケースマネジメント、セルフヘルプが含まれ、ホームヘルプサービスは含まない。地域参加は、学校に通っていない人、フルタイムで雇用されていない人が主に活用する、卒

表1 サービス利用者、サービス2007-08から2011-12

サービス	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11	2011-12	割合の変化 2007-08～ 2011-12	割合の変化 2010-11～ 2011-12
居住サービス	37,704	39,169	39,854	42,579	41,421	9.9	-2.7
地域支援	104,165	120,629	127,909	140,156	136,236	30.8	-2.8
地域参加	54,416	58,274	58,632	60,509	63,247	16.2	4.5
レスパイト	31,604	34,331	35,978	36,266	37,015	17.1	2.1
州・地域の合計	170,728	186,961	193,218	204,266	203,371	19.1	-0.4
雇用就労	89,935	109,033	118,801	128,321	132,949	47.8	3.6
合計（人）	246,281	279,301	295,024	314,252	317,616	29.0	1.1

個人は複数のサービスを利用しているため、合計は異なる。

出典：Disability support services: services provided under the National Disability Agreement 2011-12 p17
をもとに作成

業後の活動、自立生活訓練、成人教育センターなどのプログラムなどである。レスパイトは、家族や介助者が短期、短時間の休息を得て、介助を継続させるための支援サービスで、障害を持つ本人への積極的体験の提供の意味もある。実施場所は、自宅やセンターなど柔軟な形態が取られている。

雇用就労は、障害者の就労と継続を支援することで、有給の職場を見つけて支援することや、職場を提供する支援などを含むⁱⁱⁱ。

上記のサービス以外にも、関連一般サービスとして、保健、教育、雇用、住宅などのサービスがある。

オーストラリアの障害者福祉の沿革やサービス体系を概観してきたが、近年、新たな動きが起こっているため、次に見ていきたい。

2 オーストラリアの全国障害保険計画 (National Disability Insurance Scheme)

オーストラリア連邦政府は、2010年以降、労働党政権のもと、障害者の保険制度改革に乗り出した。全国障害保険計画（National Disability Insurance Scheme 以下NDIS）と呼ばれるその計画は、2012年4月より検討と法制化の準備が本格化し、2013年3月の連邦政府の国会を経てNational Disability Insurance Scheme Act 2013（全国障害保険計画法2013）として立法化され、制度化された。

(1) 目的と原則

法律の目的は、その冒頭に、国連の障害者権利条約に基づく責務に効力を与えることが掲げられ、続いて次のように示されている。

- ・障害を持つ人の自立と社会および経済への参加を支援する (c)。
 - ・早期介入と、NDIS開始に参加する当事者のために、早期介入を含む、合理的で必要な支援を提供する (d)。
 - ・障害のある人々が、彼らの目標に向かった選択と管理、計画と支援の配達をできるようにする (e)。
 - ・全国的に一貫した、障害を持つ人の支援へのアクセス、支援の計画と資金の方法への取り組みの進展を促進する (f)。
 - ・障害を持つ人の自立したライフスタイルと、コミュニティへの完全な包摂の最大化を可能にする、質の高い革新的な支援の提供を促進する (g)。
 - ・障害を持つ人の、社会および経済への参加に影響する問題に対する地域の気づきを高め、障害を持つ人の、さらなるコミュニティへの包摂を促進する (h)。
- などである。
- そして、法律に基づく行動の一般原則として、障害を持つ人は、
- ・身体的、社会的、精神的、知的可能性を引き出

すため、オーストラリア社会の他の人々と同じの権利を持つ。

- ・能力を広げ、社会および経済生活への参加と貢献のために支援される。
- ・目標の達成、計画と支援の交付において、合理的な危険を伴う選択の実践を支援される。
- ・価値と尊厳を尊重され、虐待、放置、搾取から自由に暮らす権利を持つ。
- ・彼らの能力を最大限にするために、選択と管理の行使の権利、生活に影響する決定において、対等なパートナーとして契約する権利を含む、彼ら自身の最善の利益を決定できる権利を持つ。

また、家族やアドボカシーについては、

- ・障害を持つ人の生活における家族、介助者、重要な人の役割が認識され、尊重される。
 - ・アドボカシーは、障害を持つ人の自立と、社会および経済への参加の促進や、目標の達成、計画、支援における選択と管理の促進と、彼らの自立とコミュニティへの包摂を最大化することである。
- など、全部で17項目の一般原則をあげている^{iv}。

(2) 対象と実施

政府の案内によれば、NDISの対象者は、利用開始段階で65歳以下のオーストラリア市民、永住者であり、永続的な機能障害を持ち、補助具、用具、住宅の改修なしに活動への参加や物事の遂行ができないか、参加や行動に他者の助けを必要とするか、早期介入を必要とする人または子供である。

法律は障害を、知的、認知、神経、知覚または、身体障害に起因する障害または精神状態に起因する障害とし、活動の例として、コミュニケーション、社会との関わり、学習、移動、セルフケア、自己管理をあげ、さらに、社会および経済への参加をあげている。

オーストラリア政府は、この大きな改革を確実に継続させるため、年齢と地域について段階的なNDISの実施を検討し、第一段階として、2013年7月より、4つのエリアで実施を開始した。具体的には65歳までを対象としてニューサウスウェールズ州のハンターエリアと、ビクトリア州のパー

ウォンエリア、0歳～14歳の子供を対象として南オーストラリア、15歳～24歳の若者を対象とするタスマニアである^v。

(3) 制度の内容

政府が発行している制度案内によれば、制度は、情報提供と照会、個別支援計画の作成、そして、地域の啓発と受け入れの拡大を行うとしている。この計画は、障害を持つ人のための、個別化された支援資金の新たな方法であり、さらに広い選択と管理と、個人の支援ニーズへの生涯にわたるアクセスを含むとする。そして、①対象者と、個々の目標と必要な支援を話し合い、②目標の達成のための個別計画を発展させ、③家族とインフォーマルケアを強化するために必要な支援を考慮し、④一般のサービスや地域の支援につなげ、⑤住まいのエリア内の、適切な行政と地域サービスの情報提供を行うことが示されている。すなわち、本人の希望、目標に基づく個別支援計画の作成支援、早期介入における家族等インフォーマルケアの強化、地域におけるサービス等の情報提供と照会が、制度として提供されると考えることができる。

支援については、どのように、いつ、どこで支援を受けるかという選択がより柔軟になり、支援のための資金の管理方法も選択でき、支援計画に基づいて、自分で資金を受け取り管理することや誰がどのように支援するかを選択もできるとしている。

このための予算について、NDISの法制化をすすめてきた政府の審議会（Council of Australian Governments 以下COAG）は、これまで行政から障害者専門のサービスプロバイダーに支払われてきた、塊としての予算（block funding）の代替として、個々の障害者に個別化された予算（individualized funding）を支給し、その予算でサービスを購入することを提案している。その背景には、サービス提供者が、サービスの利用者である障害を持つ人より、行政を重視するという問題点などがあることを指摘している^{vi}。

一方で、安全対策の整備も重要とされ、政策や法律などのシステムレベル、行政や組織によるサービス供給などを含むサービスレベル、日々の

支援などの個人レベル、さらに後見人や権利擁護などの地域を基盤とする安全対策が必要だという見解を示している^{vii}。

制度の実施にあたって、連邦政府は、徐々に対象地域、年齢を拡大させる方法をとっており、具体的な実施は州政府との協力が欠かせない。連邦政府は、ニューサウスウェールズ州を、個別化された予算に関して進んだ取り組みをし、本人が資金を受け取ってサービスを購入するダイレクト・ペイメントの枠組みを發展させていると評価し^{viii}、制度実施の最初のエリアとして協定を結んでいる。そこで、次にニューサウスウェールズ州の障害者サービス改革の取り組みを見ることとする。

3 ニューサウスウェールズ州における障害者制度改革の枠組み

(1) 共に強く (Stronger Together : A new direction for disability services 2006-2016)

まず、2006年から2016年までの10年間のニューサウスウェールズ州（以下NSW）の障害者サービスの新たな方向と計画を示した、「共に強く：障害者サービスの新たな方向2006-2016(Stronger Together : A new direction for disability services 2006-2016以下ST)」を確認する。

計画の背景には、2005年までの9年間に障害者予算を125%引き上げ、11億ドルにまでしてきたにもかかわらず、サービス不足が解消しないという問題と、予測される人口増加と障害を持つ人の高齢化への対応の課題があった。

NSW政府は、より継続可能で、障害を持つ人や家族、介助者、さらに広い地域に最適なサービスシステムの再構成のための長期間の関わりの必要性を認識し、10年間計画のSTを策定した。その目的は、障害を持つ人、家族、介助者に、より柔軟な方法でより多くのサービスを提供することであり、次の5つの改革の方向性を示した。

- ・より公平でわかりやすい利用方法を創造する。
- ・自分の家に住み続けることを助ける。
- ・ニーズとサービスをつなげる。
- ・特別な支援サービスを受けて暮らす人のための選択肢を増やす。

・持続可能な支援システムの構築。

2006年から最初の5年間は、従来のシステムを大きく変えることよりも、①家族の強化、②コミュニティインクルージョンの促進、③システムの能力と説明責任の促進の3点に焦点が当てられた。その内容は、①は、障害を持つ子供が家庭で、地域に参加して成長することを可能とすること、②は、障害を持つ人が、地域でその一員として生活することの支援、③は、公平でわかりやすいサービスへのアクセス、さらなる説明責任、さらなる改革の機会である。

第1段階の5年間の数値計画と達成を示すのが、表2である。

焦点化した目標に対しては、例えば家族の強化では、新たに4,000のレスパイトサービスが行われ、コミュニティインクルージョンの促進では、6,450人の卒業生が卒業後の活動の支援を受け、1,000人以上の人が地域生活に移行した。また、システムの能力と説明責任の促進では、新たに4,000件のケースマネジメントが可能になったことや、6,000を超えるケアの仕事への登録がなされたなど、セラピー、ケースマネジメント、行動援護、早期介入、家族支援、レスパイト、卒業後の進路や日中活動等において、当初の目標をはるかに超える、約30,000件が実施された^{ix}。

(2) 共に強く2 (Stronger Together 2)

2011年から2016年にかけての第2段階は、第1段階の更なる発展と維持に加えて、①パーソンセンタードアプローチ^x (Person-centered approaches)、②生涯にわたる取り組み、③大規模施設の閉鎖、④適切なシステムに焦点が当てられている。それぞれの意味は、①は、障害のある人が支援の資源の活用方法の決定者となることを可能にすることで、②は、長期間にわたってサービスシステムを利用する手段を構築し確かなものとすることである。③については、2018年度にすべての大規模施設を閉鎖することを掲げ、④は、効果的かつ、適切な質と時間でニーズに見合う方法で資源を利用できるようにすることである。

これら4項目はすべて大切なことだが、ここでは個別化された予算と関わりのある、パーソンセ

表2 共に強く 2006～2011年間の新規増設数

	セラピー・ マネジメント・ 行動援護	早期介入・ 家族支援	レスバイト	卒業後の進路 と日中活動	家庭における 支援・特別な 住居	合計
計画	7,160	3,040	1,420	3,280	1,350	16,240
実施	7,724	13,520	4,574	5,991	1,293	33,102

出典：Annual report 2010-11 NSW Family&Community Services p40の表をもとに筆者作成

ンタードアプローチを取り上げる。

(3) パーソンセンタードアプローチ

STが始まる前は、障害者サービスが、障害を持つ人、家族、介助者たちの生活のニーズに合わせるよりも、障害を持つ人、家族、介助者たちが利用可能なサービスに合わせなくてはならなかった。そのような課題に対してSTは、パーソンセンタードアプローチを通して、障害を持つ人、家族、介助者が、彼らが受ける障害者サービスの意思決定者となり、選択と管理の幅を広げ、さらには支援等に関する金銭管理を行う方向性を打ち出した。

そこで取り入れられたのが、個人化された予算(Individualized funding)である。しかしながら、その実施に際しては、意思決定を可能とする支援、選択のための説明へのアクセス、実現可能な選択肢の用意、子供の場合の家族と本人の間のバランス、効果的な運営など、解決すべき課題が多いため、2012年度から開始し、2014年度の終わりまでには、障害者サービスを利用する人は誰でも、個人化された予算の利用を選択できることを目標とし、その政策決定は関係者による話し合いを通して進めることとした。

そのNSW州の話し合いは、「リビングライフマイウェイ^{xi} (Living Life My Way) 会議」と名付けられ、第1次は2011年の8月から12月、第2次は2012年4月から6月、さらに第3次は2012年5月と8月に、州全域で合計約300回を超える話し合いがもたれた。その参加者は、障害を持つ本人、家族、介助者、多様な文化や言語を背景に持つ人たち、先住民族^{xii}、知的障害者、サービス提供者、その他の関係者である。この会議を通して、NSW州における個別化された予算の枠組み

が検討され、2012年8月に、「リビングライフマイウェイ消費者開発基金(Living Life My Way Consumer Development Fund以下CDF)」の創設が発表された。そこで次に、2012年5月から8月の会議の報告書を通し、その会議で話し合われた内容をもとに、リビングライフマイウェイ消費者開発基金について探ってみたい。

4 リビングライフマイウェイ消費者開発基金

報告書の内容は主に、決定支援、資金と支援の調整、サービスの質、移行への支援、パーソンセンタードアプローチへの移行にまとめられているが、ここでは、その中で個別化された予算に関する、決定支援と資金の支援の調整に着目する。その後、現在の取り組みも若干確認しておきたい。

(1) 決定支援

決定支援には、①情報とアクセス、②適正とアセスメント、③個別計画が含まれている。

①情報提供とアクセス

サービスを選び、決定するためには、サービスの選択肢、サービスの質、価格等に関する正しい情報が必要であり、そのためにコンピューター、専用電話、対面等により、また、障害の種別や言語の違いに即した方法で情報提供が行われる必要がある。また、サービスを利用するのが難しい人には、各地域に配置されるアビリティリンクス(Ability Links) NSWの担当者が、情報提供と適したサービスの助言、利用中のサービスの問題解決の手助け、問題があった場合の行政への報告等、サービスに関する全般に関する相談と対応を行うとしている。

②適正とアセスメント

これまで、障害者予算の対象者(適性)が明確

にされてこなかったという課題があり、新たなシステムへの移行に際しては、連邦政府のNDISと矛盾のないようにしつつ、アクセスやアセスメントの進展を通して、より明白、公正で一貫したルールを決める必要があるとする。

アセスメントは、受ける支援を明らかにするために行うが、現状では障害や問題に焦点が当てられていることに対して、ニーズや要求に基づいたアセスメントが当事者から望まれており、一貫して筋の通った枠組みとアセスメントツールの開発が必要とされ、アセスメントの結果に不満がある場合は、それを伝えることも必要だとしている。

③個別計画

パーソンセンタードプランには、個人の計画と目標が記され、その作成にあたっては、プランナーと呼ばれる人が支援を行う。プランナーは、可能なサービス、支援を理解し、有益な助言や他の選択肢を示すことができ、障害を持つ人のニーズに適した計画を作り、望む生活を送ることを手助けできる人とされている。プランナーを誰にするかは、本人や家族が決めることだが、サービス提供者をプランナーにすることに対しては、慎重な意見もある。いずれにせよプランナーや個別計画が、パーソンセンタードアプローチにおいて、非常に重要だと認識されており、個別計画に関する個人の費用負担は無いとしている。

(2) 予算と支援の調整

予算と支援の調整には、①個別化された予算や②スタッフの雇用などが含まれている。

①個別化された予算

個別化された予算は、障害を持つ人と結びつく、移動可能な予算のモデルである。直接個人に支払われることも、個人のために管理する他の人に支払われることも可能である。個人は、その予算で自分に合ったサービスや支援を購入することができるし、サービス提供者を変えることもできる。自分で金銭管理をすることも、サービス提供者など他の人に管理を頼むこともできる。

予算を受け取るには、適性の確認、アセスメント、計画の過程を経る必要がある、その過程を経て割り当てられた予算は、個人経費

(individualised budget) として、個人が管理することも可能である。

予算は、障害に関する支援やサービスの購入や個別計画で確認された結果の達成のために用いられることが大原則であり、本人、介助者、本人の収入として使うこと、効果のない有害な支援、他の行政サービス機関が提供する支援やサービス、違法な活動には利用できない。

管理方法については、個人経費のための新たな口座の開設や、記録をつけることが話し合わせ、管理のための支援が必要なことや、困難になったら中止できることが確認された。

②スタッフの雇用

個人経費を用いてスタッフを雇用するには、職場の健康と安全、保険、退職金、税金、スタッフ教育等、多くのことを決める必要があり、家族や障害者本人が行うには難しいと考え、行政によるガイドラインの提示と支援が必要とされた。また、サービス提供者からは、障害を持つ人が質の低いサービスを受ける危惧が示された。その一方で、家族や友人を雇用することについては賛否両論で、信用できる、良く分かっている人に支払いたいという考えもあれば、家族や友人が予算を使い込むことを懸念する意見もあった。行政は、安全を確保するルールの必要性と、試行的な取り組みを通じた確認が必要とした。

また、予算の適正な使用についても、説明責任の必要性や、予算や支援の調整に実際に役に立つ支援が必要であること等が話し合われた。

(3) 現在の取り組み

このあらたな制度の理解を広げて、実施に向けた取り組みが行われている。

①リビングライフマイウェイ大使・代表者プログラム

2012年4月に計画が始まり、2013年3月に各地域からパーソンセンタードアプローチに関心のある人や、すでにサービスの自己管理の経験を持つ人など、様々な背景を持つ障害者やその関係者19人が選ばれ、自らの体験の共有などを通じた広報活動が行われている。

②マイチョイスマターズ (My Choice Matters)

2014年7月からの制度の本格実施に向けて、NSW知的障害者協議会 (NSW Council for Intellectual Disability) が、運営委員の指導のもとCDFを運営しており、マイチョイスマターズという名称で、広報活動等を行っている。

ま と め

現在オーストラリア国内で進行中の障害者制度改革について、国の取り組み、州の取り組みを確認してきたわけだが、次の4点に着目したい。1点目は、オーストラリア連邦政府が、障害者に対する新たな全国的な取り組みをスタートさせた背景には、国連の障害者の権利条約の批准と遵守があることである。そのことは、NDIS法の中に確認することができた。日本でも権利条約批准後の具体的な支援制度を考える上でも、オーストラリアの改革は参考になると思われる。

2点目は、本人の希望や目標に基づく個別支援計画の作成と、それに基づく個別化された予算の仕組みが作られていることや、その予算を直接本人が受け取ることができる仕組みが組み込まれていた点である。このような方向性は、近年の障害者施策の世界的な動向と矛盾していない。このダイレクト・ペイメントの仕組みは、北欧やイギリス、カナダ、アメリカ等で先進的に進められているが、日本で言うところの身体、知的、精神障害の隔てなく、同時に制度に組み込んでいる点では、イギリスで同様の改革をもたらしたコミュニティケア改革において、知的障害者への取り組みが遅れたことに比べると、評価できるのではないだろうか。しかし、サービスの確実性や安全性、サービスの自己管理の負担感などの課題があることが、すでに取り組みされている国や地域から報告されているだけに、オーストラリアでも具体的な実施方法の検討が必要であろう。

3点目は、連邦政府と州の関係である。本文中ではあまり触れられなかったが、NSW州は連邦政府と協力する姿勢を取りつつ、NDISの具体化をリードする勢いを報告書の中から伺うことができた。日本の国と地方の関係と比較することはできないものの、州の独自性や国を動かす実践に見

習うことは多いのではないだろうか。

4点目は、オーストラリアという移民、他民族国家における取り組みであるという点である。リビングライフマイウェイ会議には、多様な文化と言語の背景を持つ人たちや先住民族が参加し、資料は多国籍の言語に翻訳され、制度実施においても多様な文化、言語に対応する配慮を行うことが話し合われた。参加やアクセスの平等への取り組みや、多様な背景を持つ人同士のコミュニケーションの具体例として、学ぶべき点は多いと思われる。

制度改革を予算との関係で検討することや、個別化された予算の具体的実施方法に関しては、今後の課題としたい。

註および参考文献

- ⁱ 国連障害者の権利条約は、2006年に採択され、2008年4月3日に20カ国が批准したことにより、その30日後の5月3日に発効となった。オーストラリアが批准したのは、2008年7月である。日本は2013年12月によりやく批准を決めた。
- ⁱⁱ 沿革に関しては、高木邦明 (2003)「オーストラリアの障害者福祉 (6) 障害者福祉の変遷」『鹿児島国際大学福祉社会学論集22 (2)』pp 1～18や、平田 (天野) マキ (1999)「障害者福祉」、小松隆二、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 2 ニュージーランド・オーストラリア』東京大学出版会 p285～299を参考にした。
- ⁱⁱⁱ サービス内容の説明は、高木邦明 (2002)「オーストラリアの障害者福祉 (2) 障害者の状況と福祉サービス体系」『鹿児島国際大学福祉社会学論集21 (1)』p11～12を参考にした。
- ^{iv} 法律は、<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2013A00020>からダウンロードできる。
- ^v 他の州については、2014年7月から首都キャンベラ、ノーザンテリトリー、2016年からは、クイーンズランドでの実施を予定している。
- ^{vi} December 2012, COAG CONSULTATION REGULATION IMPACT STATEMENT National Disability Insurance Scheme P15参照
<http://www.coag.gov.au/node/476> (最終閲覧2013.9.27)
- ^{vii} 同上21p
- ^{viii} 同上17p
- ^{ix} 「Stronger Together : The second phase 2011-2016」
-http://www.adhc.nsw.gov.au/__data/assets/file/0014/234212/898_StrongerTogether_20102016_web_071211.pdf (2013.9.27最終閲覧)

・ Annual report 2010-11 Family&Community Services
http://www.facs.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0010/269236/FCS2546_FACS-2010-2011-AR_Revised.pdf (2013.9.27最終閲覧)等を参照した。

^x 「本人中心の取り組み」と訳せるかもしれないが、パーソンセンタードアプローチとして知られているので、カタカナ表記とする。

^{xi} 「私の生き方」と訳せるかもしれないが、適当な訳がないと思われるため、カタカナ表記とする。

^{xii} 2012年の話し合いにアボリジニ民族の人たちは参加せず、2013年前半に州と話し合いを持つこととした。

参考WEBサイト

オーストラリア政府 www.gov.au

Disability care Australia (NDIS)

<http://www.disabilitycareaustralia.gov.au/>

NSW州政府 <http://www.adhc.nsw.gov.au/>

家族と地域サービス部高齢、障害、家庭介護局 (Department of Family and Community Services : Ageing, Disability and Home Care)

<http://www.adhc.nsw.gov.au/>